

職員の濃厚接触者に係る特定や行動制限の変更について

事業所としての職員の対応について国の通知により 4 月 4 日より下記のとおり変更する。

1 職員の対応変更

| | 変更前 | | 変更後 | |
|----------|--------------------|-----------------|--|---|
| | 濃厚接触者特定 | 行動制限 | 濃厚接触者特定 | 行動制限 |
| 同居 家族 | ○陽性者から連絡 | 療養期間は起算日から 7 日間 | 現行に同じ | ○療養期間は起算日から 7 日間（変更無） 抗原検査キットを活用し、4 日目、5 日目の検査陰性で解除 |
| 区役 所 | ○概要をもとに人事課健康増進係が判断 | 療養期間は起算日から 7 日間 | 特定せず。ただし、庁内の感染状況等を把握するため、30 分ルールおよび概要シートの提出は継続 | ア 通常の接触の場合 7 日間の体調管理しながら出勤。 ※ハイリスク行動回避等実施 イ マスク無しに陽性者と食事の場合は 5 日間の外出自粛。5 日目に抗原検査キットで検査実施。 いずれの場合も有症状は医療機関等受診 |

※ハイリスク行動とは、乳幼児健診、窓口での高齢者対応、高齢者施設等への訪問や不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加など

2 取り扱い変更となる理由（国の通知『B.1.1.529.系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について』による）

- (1) 事業所等において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の確率と比べ低く、事業所等における感染防止対策が徹底されている場合、感染者が発生しても感染が拡大しないケースもある。
- (2) これまでの基本的な感染対策の積み重ねなどにより、国民自らが状況に応じて、自主的な感染対策を講じることも期待される。
- (3) 事業所等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がる恐れがあり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。社会経済活動の維持との両立の観点でバランスが求められるため一律の行動制限としない。

【Q&A】

Q 1 隣の席の職員が陽性になり、不安拭拭の検査をする場合の取り扱いは？

A 1 お互いマスク着用など感染対策をとっていれば、検査の必要はありません。
なお、不安で検査をする場合は、今後は、事故欠勤となりません。

Q 2 車に同乗していた人が陽性になりました。濃厚接触者になりますか？

A 2 感染対策（窓開けとマスク着用）をしていれば濃厚接触者となりません。

Q 3 どのような場合に事故欠勤になりますか？

A 3 本人の感染、家族の感染により濃厚接触者となった場合、保育園等の休園により家庭での保育が必要な場合など。

不安な方は、本庁舎で行っている「無症状の方対象の PCR 検査センター」で検査を受けられます。都内の方は無料、都外の方は、有料 PCR 検査 2, 500 円、抗原検査 1, 900 円で受検するか、居住地での検査をご利用ください。

なお、「職員向け新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」は、会議決定後、改定し配付する。